

焼津市

いじめ対応等のガイドライン

令和4年4月

焼津市・焼津市教育委員会

目 次

目次	1
はじめに	3
第1 いじめの未然防止	
1 優しく、強く、愛しい人の育成.....	4
2 いじめが起こりにくい集団づくり.....	4
3 子ども自らがいじめについて考える場や機会の設定.....	4
4 学校・家庭・地域・関係機関との連携.....	5
第2 いじめの早期発見・早期対応について	
1 基本的な考え方.....	5
(1) いじめの早期発見.....	5
(2) 組織的な対応.....	5
2 いじめの早期発見.....	5
(1) 日々の子どもの生活の中で実践すること.....	5
(2) 子どもや保護者が相談しやすい体制を整備すること.....	6
3 いじめの早期対応.....	6
(1) 情報収集.....	6
(2) 報告.....	7
(3) 対応.....	7
(4) 関係機関との連携.....	8
4 いじめの解消.....	8
第3 重大事態に係る調査	
1 報告及び調査.....	9
2 基本的な姿勢.....	9
(1) 調査目的.....	9
(2) 調査の考え方.....	9
3 調査組織の設置.....	9
(1) 調査組織を学校が主体とする場合.....	9
(2) 学校が「第三者調査委員会」を設けた調査を実施しない場合.....	10
4 調査方針の説明等.....	10
(1) 調査の目的・目標.....	10
(2) 調査主体.....	10
(3) 調査時期・期間.....	10
(4) 調査事項.....	10
(5) 調査方法.....	10

(6) 情報提供.....	10
5 調査実施にあたっての留意事項.....	11
(1) アンケート調査、聞き取り調査.....	11
(2) 調査の公平性・中立性.....	11
(3) 記録.....	11
(4) 経過報告.....	11
(5) 調査の分析.....	11
6 調査結果の報告・説明.....	11
(1) 教育委員会への報告・説明.....	11
(2) 市長への報告・説明.....	11
(3) いじめを受けた子ども・保護者への説明.....	12
(4) いじめを行った子ども・保護者への説明.....	12
7 調査結果を踏まえた対応.....	12
(1) いじめを受けた子どもの救済.....	12
(2) いじめを行った子どもへの指導.....	12
(3) 再発防止策の検討.....	12
8 不幸にしていじめられた子どもが死亡したときの対応.....	12
(1) 調査について.....	12
(2) 在校生への対応.....	13
(3) 報道関係への対応.....	13

資料

【資料1】 フローチャート.....	14
【資料2】 いじめのサイン発見シート.....	15
【資料3】 相談窓口.....	18
【資料4】 いじめの態様と罪名.....	18
【資料5】 いじめ解消の定義.....	19
【資料6】 いじめ重大事態の定義.....	20
【資料7】 WHOによる自殺報道への提言.....	20
【資料8】 重大事態に係る各種様式.....	21

参考資料.....	25
-----------	----

〈 は じ め に 〉

「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」は、平成27年2月に制定し、平成28年2月、平成31年3月、令和3年4月と、国や県の基本的な方針等の改定や、本市の状況等を踏まえて、3度改定しました。

そうした中、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和元年度末と2年度当初に全校休校、そして、その後も学級閉鎖が続いています。また、三密を避けるため、対人関係を構築する社会性を身に付けるために欠かせない学校行事も、中止や縮小を余儀なくされています。ウィズ・コロナが言われる中、児童生徒（本ガイドラインでは、以下「子ども」という。）に豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力を養うため、これまで以上に、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実が必要となります。

そこで、今回は、コロナ禍が続く状況を踏まえると共に、より実効性を高めるために、「焼津市基本方針」を改定するとともに、学校が実務を補完するための本「焼津市いじめ対応等のガイドライン」も見直しました。

焼津市は、いじめへの対応で「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「組織的対応」を柱に取り組んでいます。中でも、「未然防止」が最も重要と捉え、学校における教育活動全体を通して、組織としていじめの未然防止に取り組めます。本「焼津市いじめ対応等のガイドライン」には、主として学校が行うそれら「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「組織的対応」に加えて、「重大事態に係る調査」について、具体的に示しました。

各学校が、「焼津市基本方針」と併せ、このガイドラインを活用することで、いじめ問題への対策が、社会総がかりで進められることを期待します。

第1 いじめの未然防止

教職員が学校の教育活動全体を通して、子どもの「居場所づくり」を行い、子どもの「絆づくり」を促し、子どもの「心づくり」を推進することで、子ども一人一人に自己有用感、規範意識、人権感覚等を醸成し、いじめに向かわない子どもの育成のために、次のような視点を大切にします。

1 優しく、強く、愛しい人の育成

子どもの言動を決定づけたり、制限したりする教師からの指示は極力控え、たとえ失敗しても子供が自ら判断し、自ら動き出すように意図的に働きかける指導を心掛け、「優しく、強く、愛しい人」の育成を目指します。

- 学校生活全体を通して、子どもの実態を的確につかみ、子どもの心に寄り添いながら、粘り強い見守りや支援をすることで、個の自立を促します。
- 全ての子どもが意欲的に臨み、一人一人の子どもの個性が活かされ、学ぶ楽しさや喜びを実感できる授業づくりに努めます。
- 相手の言葉に耳を傾けて聞き、相手を尊重した言葉を使って話すなど、他者を大切にする心の育成に努めます。また、日常的な生活ルールを大切にすることで規範意識を高めます。そのために、教師が範を示します。

2 いじめが起こりにくい集団づくり

- 全ての子どもが安心して落ち着いて生活し、活躍できる場が与えられるよう、組織的・意図的な働きかけに努めます。
- 日々の学校生活における授業や行事等で、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いに尊重し合える土壌を形成します。
- 子どもの豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育や、異学年交流、人間関係づくりプログラム等の体験活動の充実を図ります。
- いじめの構造を理解し、傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者を育てるように働きかけます。

3 子ども自らがいじめについて考える場や機会の設定

- 道徳の授業において、いじめに関する道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるような授業展開に努めます。
- 学級活動、児童会・生徒会活動等では、「いじめが起こりにくい集団づくり」に向けて、子どもが主体的に取り組む活動の充実を図ります。また、子どもが自らいじめについて考え、議論する活動や、子どもが自主的にいじめ防止に資する活動を行うなど、子ども主体の活動を推進します。

4 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- 学校においては、全ての教職員が、日常的に子どもに関する情報を共有し連携・協力して、確かな子ども理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践します。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と相互に信頼関係を築き、一体となって子どもの自立を支援するために、連携・協力体制を構築するよう努めます。
- 教職員への専門的な助言や、子どもや保護者への啓発講座の開催のために、地域人材や関係機関を積極的に活用します。
- 学校は、保護者に対し「自分の子どもがいじめを行わないための対応」や「全ての保護者が、いじめ問題に対して当事者意識を持って臨むことの必要性」を啓発します。

第2 いじめの早期発見・早期対応について

1 基本的な考え方

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提となります。子どもを取り巻く全ての大人が連携し、子どもの些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われています。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要です。

(2) 組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子どもに事情を確認し、適切に指導する必要があります。その際、特定の教職員だけで対応せず、学校いじめ問題対策委員会を中心に組織として対応します。

2 いじめの早期発見

(1) 日々の子どもの生活の中で実践すること

ア 子ども心理を理解するために

子どもは、いじめられていることを相談しにくい状況にありながら、「でも気づいてほしい」という思いを持っています。

- ・ 一人ぼっちになりたくない。
 - ・ みんなに知られたら余計にみじめである。
 - ・ 自分が弱い人間だと思われたくない。
 - ・ 親に余計な心配をかけたくない。
 - ・ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが心配だ。
 - ・ 自分が悪いのではないか。
 - ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。
- イ 子どもが出すサインをキャッチするために
- ・ 学級全体の雰囲気注目します。
 - ・ 日常の学校生活の中で、普段と違った表情や言動の変化に注目します。
 - ・ 他の子どもと比べて異質な言動や表情に注目します。
 - ・ 子どもたちの特定の子どもに対する違和感のある接し方に注目します。
- ウ 子どもの状況を把握するために
- ・ 日常の観察を基本としつつ、連絡帳や日記帳、教育相談（面談）、アンケート調査、保護者との連絡等、多様な方法で積極的に情報収集します。
 - ・ いじめの実態調査は、各学期に最低 1 回は行います。調査には、「いじめの実態の有無（自分及び自分以外）」「いじめの根絶に向けての考え」等の質問を設けます。

- (2) 子供や保護者が相談しやすい体制を整備すること
- ・ 子どもや保護者が、教職員、心の教室相談員、スクールカウンセラー（以下 SC）、支援員など、「いつでも、どこでも、だれにでも」相談できる体制を整え、いじめを訴えやすい体制や環境づくりに努めます。
 - ・ 研修会や保護者会等で、【資料 2：いじめのサイン発見シート】などを積極的に活用します。
 - ・ 相談体制の整備に当たっては、家庭や地域との連携の下、相談をした子どもが、安心して学校生活を送ることができるように配慮します。
 - ・ 県や市が設置している「いじめに関する相談窓口」について広報します。
【資料 3：相談窓口】

3 いじめの早期対応

(1) 情報収集

ア 事実確認

いじめ又はいじめと疑われる事態を発見した場合、関係する子ども及び観衆・傍観者に事実確認をします。情報については、6W1H で記録し、組織で事実関係を収集、確認します。

例えば、次の視点で情報を把握します。

- ・ 誰が誰をいじているのか・・・・・・・・・・加害者と被害者
- ・ いつ、どこで起こったのか・・・・・・・・・・時間と場所

- どんなこと（いじめ）があったのか・・・内容
- いじめのきっかけは何なのか・・・背景と要因
- いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・回数や頻度、期間

イ 情報の整理

- いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども、観衆・傍観者、保護者等から得た情報を整理し、いじめの事実を把握します。
- いじめを受けた子どもからだけの情報でなく、複数の情報をもとにして客観的な事実把握に努めます。その上で、対応策を考えます。

ウ 記録

- 子どもや保護者から聞き取りをする時には、必ずメモを取りながら話を聞き記録を残します。可能であれば、複数で対応し、聞き取る者とメモを取る者が分担して行います。
- アンケート等の記録は適切に保存します。ただし、子どもの個人情報になりますので、取り扱いには十分に配慮します。
- 学校いじめ問題対策委員会の会議内容は、記録に残し、学校がどのような対応をしたのか、振り返ることができるようにします。

(2) 報告

ア 校内での報告

- いじめ又はいじめと疑われる事態について、相談を受けたり発見したりした教職員は、すぐに学年主任、生徒指導主任・主事、教頭等に報告します。（決して、発見した事実を一人で抱え込んではいけません。）
- いじめ又はいじめと疑われる事態を発見した場合、即座に学校いじめ問題対策委員会を招集し、即日対応します。なお、他校の子どもが関わる場合には、該当校への通報等、適切な措置をとります。

イ 市教育委員会への報告

- いじめを認知した際、いじめ問題の態様によっては、教育委員会に第一報を入れます。その後、一定の解消が図られるまでは、その経過について適宜報告します。
- 把握した全てのいじめ（定義に当てはまるもの）について、教育委員会に定期的（通常は月1回）に報告します。

(3) 対応

ア 組織での対応

- 学校いじめ問題対策委員会を中心に、問題解決まで継続的に取り組みます。
- いじめ問題への対応は組織で行い、各教職員や関係機関等の特質を考慮しながら、最も適切な者が、最も適切な役割を担うよう配慮します。
- いじめの態様に応じ、SC、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、その他関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）の専門家と積極的に

連携します。

- いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合、近隣市町を含めた学校間の連携、協力体制を構築します。

イ いじめへの対応

- 解決に向け、いじめを受けた子どもへの支援、いじめを行った子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応等に、誠意を持って取り組みます。
- 校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときには、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、子どもに懲戒を加えることを検討します。
- いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において運用する場合を含む。）の規定に基づき、該当する子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- 出席停止の手続きに関し必要な事項を定めた「焼津市学校管理規則」について、保護者への周知を図ります。
- いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合は、在籍校からの指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

ウ 保護者への連絡

- 保護者に連絡する際には、事実と捉えた事柄や指導方針を確実に伝え、理解を図るために、当初は電話連絡ではなく直接会って説明したり、定期的に学校の様子を報告したりするなど、丁寧に対応します。

(4) 関係機関との連携

- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。【資料 4：いじめの態様と罪名】
- いじめ問題の態様によっては、PTA と協議したり、保護者会をもったりするなど、保護者との情報共有や意見交換の機会を設けます。
- 日頃から、関係機関の担当者と情報交換に努めると共に、必要に応じて、個別のケース会議を開催する等の連携体制を整えます。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要があります。【資料 5：いじめ解消の定義】

- ① いじめに係る行為が、少なくとも 3 か月間は止んでいること
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第3 重大事態に係る調査

1 報告及び調査

重大事態を認知した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。その後、教育委員会は、重大事態の調査主体を教育委員会とするか、学校とするかの判断を行います。また、調査組織を第三者のみで構成するか、学校や教育委員会を中心とした組織に第三者を加えるかなど、調査組織の構成についても判断します。ここでは、教育委員会が、調査主体を学校と判断した場合について記述します。【資料1：フローチャート】

2 基本的な姿勢

(1) 調査目的

- 重大事態の調査の目的は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への救済及び同種の事案の再発防止が目的であり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応ではありません。【資料6：いじめ重大事態の定義】

(2) 調査の考え方

- いじめを受けた子どもやその保護者の抱く、「事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たります。
- 詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないという認識を持ち、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断はしません。
- 学校は、自らの対応にたとえ不都合があったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、いじめを受けた子ども・保護者に対して調査結果を提供します。
- いじめを受けた子どもやその保護者から説明を求められた場合、調査実施中であっても、それを理由に説明を拒むようなことはあってはならず、調査の進捗等の経過を説明します。

3 調査組織の設置

(1) 調査組織を学校が主体する場合

- 調査組織については、公平性、中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成します。
- 学校が主体で調査組織を設ける場合は、既存の「学校いじめ問題対策委員会」に、心理・福祉の専門家である SC、SSW、医師、警察官経験者等、外部専門家等を加えて組織する場合と、学校が「第三者調査委員会」を立ち上げる場合が考えられます。
- 教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

- (2) 学校が「第三者調査委員会」を設けた調査を実施しない場合
- いじめ重大事態であると判断する前の段階で、「学校いじめ問題対策委員会」が法第 23 条第 2 項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合があります。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行ったりすることで、重大事態の調査とする場合もあります。
 - 「学校いじめ問題対策委員会」の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための「第三者調査委員会」を立ち上げた調査を行わない場合があります。

4 調査方針の説明等

調査実施前に、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、以下の事項について説明します。説明を行う主体は、状況に応じて適切に判断します。

(1) 調査の目的・目標

重大事態の調査は、学校や教育委員会等が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への救済・解消や、同種の事態の再発防止を図るものであることを説明します（民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではありません）。

(2) 調査主体

調査組織の構成について説明します。

(3) 調査時期・期間

調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかについて、目途を示します。

(4) 調査事項

重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校や教育委員会の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする子ども・教職員の範囲）に、調査するのかを説明します。

(5) 調査方法

重大事態の調査で使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を説明します。

(6) 情報提供

調査結果について、調査終了後にどのような内容の情報を提供するのかわ、あらかじめ説明しておきます。その際、個人情報の提供については、市の個人情報保護条例等に従って行うことを説明します。例えば、アンケート調査の結果や調査票の原本の扱いについても、一定の条件の下で情報提供をする方法を取ることも説明しておきます。また、いじめを行ったとされる子どもとその保護者に対する調査結果の説明の方法についても、可能な限り、予め、同意を得ておきます。

5 調査実施にあたっての留意事項

(1) アンケート調査、聞き取り調査

- いじめを受けた子ども、その保護者、いじめを行ったとされる子ども、他の在籍する子ども、教職員等に対して、アンケート調査や聞き取り調査等により、いじめの事実関係を把握します。その際、いじめを受けた子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とし、調査を実施する必要があります。
- アンケートについては、調査の目的及びアンケート結果を、いじめを受けた子どもとその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ、調査対象者である子どもやその保護者に説明した上で実施します。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式で行うことも考えられます。

(2) 調査の公平性・中立性

- 調査においては、いじめを行ったと考えられる子どもにも、「いじめの事実関係」について意見を聴取し、公平性・中立性を確保します。

(3) 記録

- 調査により把握した情報の記録は、適切に保存します。個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存します。

(4) 経過報告

- 学校は、調査中であることを理由に、いじめを受けた子ども・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行います。

(5) 調査の分析

調査においては、次の点についての分析も行います。

- 法第13条の「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応は適切に行われていたか
- 学校いじめ問題対策委員会の役割は果たされていたか
- 学校のいじめ防止プログラムや早期発見・早期対応のマニュアルは、適切に運用され機能していたか

6 調査結果の報告・説明

(1) 教育委員会への報告・説明

- 学校は、教育委員会に調査結果及びその後の対応方針を報告・説明します。

(2) 市長への報告・説明

- 重大事態の調査結果の報告を受けた教育委員会は、市長に調査結果及びその後の対応方針を報告・説明します。
- その際、教育委員会の会議において議題として取扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。

(3) いじめを受けた子ども・保護者への説明

- いじめを受けた子ども又はその保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、教育委員会が行う市長への報告に添えることができます。教育委員会又は学校は、予め、いじめを受けた子どもとその保護者に、このことを伝えておきます。
- 教育委員会又は学校は、重大事態の調査結果を、いじめを受けた子どもとその保護者に情報提供及び説明を行います。その際、「個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行う必要があります（法第28条第2項）。

(4) いじめを行った子ども・保護者への説明

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行います。

7 調査結果を踏まえた対応

(1) いじめを受けた子どもの救済

- いじめを受けた子どもに対して、事情や心情を聴取し、該当する子どもの状況に応じた継続的なケアを行います。
- いじめを受けた子どもが不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、SC、SSW等の専門家にも対応を求めます。

(2) いじめを行った子どもへの指導

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行った子どもに対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させます。いじめを行った子どもに対する指導等を行う場合は、その保護者に協力要請し協働で指導に当たります。

(3) 再発防止策の検討

- 教育委員会及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織体制等、教育委員会及び学校の様々な対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

8 不幸にしていじめを受けていた子どもが死亡したときの対応

(1) 調査について

- いじめを受けていた可能性のある子どもの死亡という最悪の事態が起こった場合、遺族の心情を慮り丁寧に対応します。学校は、遺族との信頼関係の構築に努め、遺族の思いや要望を伺うなど寄り添いながら、亡くなった背景調査を実施します。

- 遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の方法、調査結果の公表に関する方針について丁寧に説明し、できる限り遺族と合意しておきます。
- 資料や情報は、できる限り偏りのないように多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行います。
- 学校が調査を行う際、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。

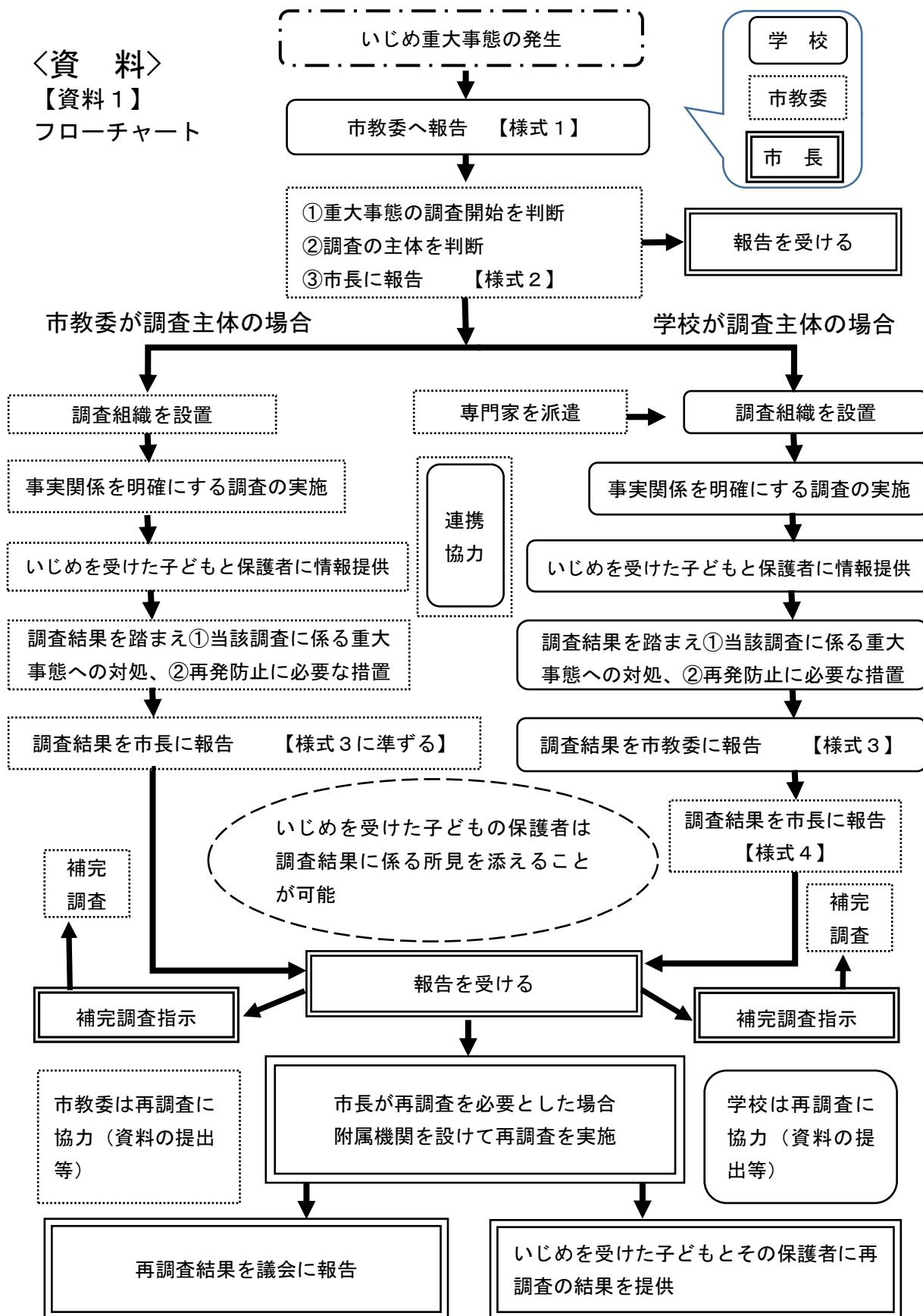
(2) 在校生への対応

- 在校生に対し、SC等の専門家の助言を受けながら、正確な実態把握と継続的なケアに取り組みます。また、ケア実施の計画やケアを実施しての状況については、学校いじめ問題対策委員会が統括し、組織的に対応します。
- 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

(3) 報道関係への対応

- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、管理職が一括して行うなど、正確で一貫した情報提供を行います。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖する可能性があることを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にします。【資料7：自殺報道への提言】

〈資料〉
【資料1】
フローチャート



【資料2】いじめのサイン発見シート（P6）

言葉では伝えられなくても、いじめがあれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度が現れます。いじめのサイン発見シートを使って、普段との違いを確認してください。

※ 下記のチェックリストは、参考例です。子どもの実態に応じて、工夫して活用してください。

（1）学校でのサイン

① 日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない。 | <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 |
| <input type="checkbox"/> 下を向き、視線を合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> 係などを選ぶ時、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 何となく浮かぬ顔のときが多くなり、おどおどしている。 | <input type="checkbox"/> 座席替えなどでその子の隣に座るのを嫌がる子が多くなる。 |
| <input type="checkbox"/> 周囲の友だちに異常なほどの気遣いをする。 | <input type="checkbox"/> グループ替えなどで最後まで所属が決まらないことがある。 |
| <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる。 | <input type="checkbox"/> いつもその子のせいにさせられている。 |
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 | <input type="checkbox"/> 特定の者や集団の言いなりになっている。 |
| <input type="checkbox"/> 衣服や持ち物に汚れ（靴の跡など）や破れが見られる。 | <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 打撲、擦り傷などがみられ、けがの状況と本人が言う理由が一致しない。 | <input type="checkbox"/> これまで仲のよかったグループから外れるようになる。 |
| <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる。 | <input type="checkbox"/> 問題を起こすグループの一員として行動するようになる。 |
| <input type="checkbox"/> 本人の持ち物が壊されたり、なくなったりする。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどしている。 |
| <input type="checkbox"/> 嫌がらせの手紙等がある。 | |
| <input type="checkbox"/> 嫌なあだ名がつけられ、しつこく言われている。 | |

② 朝の会

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校することが多くなった。 | <input type="checkbox"/> あいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい。 |
| <input type="checkbox"/> 朝、その子の机が曲がっていることが目に付く。 | <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている。 |
| <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなっている。 | |

③ 休み時間

-
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている。 | <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。 | <input type="checkbox"/> プロレスごっこや裁判ごっこのような遊びによく加えられている。 |
| <input type="checkbox"/> 職員室で過ごす時間が増えている。 | <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じこと（役割）をやらされている。 |
| <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が増えている。 | <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 教室に戻りたがらない。 | |
| <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている。 | |

④ 授業の開始時及び授業中

-
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 | <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えないなどの様子が見られる。 |
| <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している。 | <input type="checkbox"/> 文字が雑になったり、暗い絵が多くなったりする。 |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 | <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる。 |
| <input type="checkbox"/> 無口で覇気がなくなり、学習意欲や成績が低下している。 | <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる。 |
| <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 | <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある。 |
| <input type="checkbox"/> グループ活動のとき、話し合いの輪に入れない。 | <input type="checkbox"/> なにかと理由をつけて、保健室に行くことが増えている。 |
| <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている。 | |
| <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない。 | |

⑤ 給食・掃除時

-
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 給食を残したり、食欲がなくなったりする。 | <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている。 |
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の者にあげている。 | <input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 |
| <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされている。 | |
| <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている。 | |

⑥ 帰りの会・下校

-
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る。 | <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている。 |
| <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたまましている。 | <input type="checkbox"/> 一人で下校する回数が増えている。 |

⑦ 委員会・係活動

-
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている。 | <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる。 |
| <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている。 | <input type="checkbox"/> 学校や学級での係の仕事などをやめたいと言いだす。 |

⑧ 部活動・クラブ活動

-
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 参加しないことが多く表情が暗い。 | <input type="checkbox"/> 道具を隠される。 |
| <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある。 | <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事をやらされている。 | <input type="checkbox"/> ミスをすると責められる。 |

(2) 家庭でのサイン

① いじめられる子ども

- 朝起きてこない。
- 登校時間になると頭痛、腹痛などを訴え、登校を渋るようになる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 勉強しなくなる。
- 転校したい、生まれ変わりたい、などともらすようになる。
- 口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。
- 携帯電話やメールの着信音に怯える。
- パソコンやスマホをいつも気にする。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- 些細なことでもいらいらしたり、物にあたりたりする。
- 弟や妹、ペットをいじめるようになる。
- 助けを求めらうわ言を言ったり、不眠を訴えたりするようになる。
- 食欲がなくなる。
- 外出しなくなる。
- メモや日記などに悩みが書き込んであったりする。
- 衣服が汚れていたり、破れたりしている。
- 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 遊びのなかで笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- 買い与えたものがなくなる。
- 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。
- 親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話がたびたびかかる。
- 不良じみた友達が訪ねてくることがある。
- 携帯電話に友達からの呼び出しメールが頻繁に入る。

② いじめている子ども

- 親と顔を合わせたり、会話したりすることを嫌がる。
- 言葉遣いが乱暴である。
- 他人を馬鹿にしたり、悪口を言ったりする。
- 年下や自分より弱い立場の子に対して高圧的である。
- 友達の名前を呼び捨てにし、友達を手下のように使っている。
- 特定のグループでの行動が多く見られる。
- 小遣いでは買えない物を持っている。
- 買い与えていない物を持っている。
- 心当たりのないお金を持っている。
- パソコンや携帯電話で、他人を非難するメール等を書き込んでいる。
- 勉強や運動さえできればいいといった言動がよくある。

(3) 地域でのサイン

- 公園や街角で、個人を中傷した落書きをよく見る。
- いつも同じ子が飲食物などを買いに使い走りされている。
- 登下校ときにいつも同じ子が他の子のカバンや用具等を持たされている。
- いつも同じ子が笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 公園や神社で大勢に囲まれて、罵声を浴びせられたり、時には暴力を振るわれたりしている。

【資料3】相談窓口（P6）

相談窓口	電話番号・メールアドレス
焼津市教育委員会家庭・子ども支援課	054-625-8159 ayumi@city.yaizu.lg.jp
焼津市こども相談センター	054-626-1165
焼津市青少年相談センター	054-662-0513 kyouikusoudan@city.yaizu.lg.jp
ハロー電話「ともしび」（悩み相談電話）	054-289-8686
こころの電話(精神保健福祉センター)	054-285-5560
子ども・家庭110番	054-273-4152
24時間いじめ電話相談(固定電話優先)	0570-078310
「いじめ・暴力」相談メールアドレス	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
「いじめ・暴力」相談携帯サイトアドレス	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/
子どもの人権相談(平日8:30~17:15)	0120-007-110

【資料4】いじめの態様と罪名（P8）

※あくまでも例示です。個別のケースは、警察に連絡してください。

身体に対する加害	水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸ぐらをつかむ、押し倒す、髪の毛を引っ張る／切る、つねる、プロレスごっこの強要	暴行罪 刑法 298 条
	上記の行為等によりけがを負わず、タバコの火を押しつける	傷害罪 刑法 204 条
財産に対する侵害	他人の持ち物を盗む、自分の欲しいものを他人に盗ませる	窃盗罪 刑法 235 条
	落書きをする、教科書を破る／捨てる、持ち物を壊す、捨てる、服を破る (物の形状が元に戻らない程度に汚損、毀損、棄損する行為)	器物損壊罪 刑法 261 条
言動による心理的な圧迫	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法 249 条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法 222 条

	黒板やインターネット上において、実名を挙げて中傷する	名誉棄損罪・侮辱罪 刑法 230・231 条
わいせつ行為	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする（13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当）	強制わいせつ罪 刑法 176 条
	性的行為を強要する、裸になることを強要する	強要罪 刑法 223 条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する、裸の写真をメールで送信する／インターネット上に掲載する	児童買春・児童ポルノ 禁止法違反

（静岡県いじめ対応マニュアル,2013）

【資料5】いじめ解消の定義（P8）

いじめの防止等のための基本的な方針より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

② 被害子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害子ども及び加害子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

【資料6】いじめ重大事態の定義（P9）

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【資料7】WHOによる自殺報道への提言（P13）

WHO(世界保健機関) 自殺予防 メディア関係者のための手引 2008
(メディア関係者のためのクイック・リファレンス)

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

【資料8】いじめ重大事態の各種様式（P9）

様式1 いじめ重大事態発生報告（当該校記載）

令和〇〇年〇月〇日

焼津市教育委員会教育長 様

焼津市〇〇学校長

いじめ重大事態発生について（報告）

本校児童生徒に、下記のとおりいじめ重大事態が発生したので報告します。

記

- 1 被害児童生徒について
- 2 加害児童生徒について
- 3 いじめの概要（6W1Hの視点で数行にまとめる）
- 4 いじめ重大事態の根拠（重大事態の定義に沿ってまとめる）
- 5 いじめを認知した経緯

様式2 いじめ重大事態発生報告（市教委記載）

令和〇〇年〇月〇日

焼津市長 □□ □□ 様

焼津市教育委員会教育長 ◇◇ ◇◇

いじめ重大事態発生について（報告）

このことについて、焼津市立〇〇学校から様式1のように報告がありました。
については、〇〇（学校 or 教育委員会）を調査主体として、調査及び指導を開始しましたので報告します。

担当 家庭・子ども支援課

〇〇 〇〇

内線 80 - 6052

様式3 いじめ重大事態の調査・対応報告（当該校記載）

令和〇〇年〇月〇日

焼津市教育委員会教育長 様

焼津市〇〇学校長

いじめ重大事態の調査及びその対応について（報告）

本校児童生徒にいじめ重大事態が発生し、その調査結果と対応について、下記のとおり報告します。

記

- 1 被害児童生徒について
- 2 加害児童生徒について
- 3 いじめの概要（6W1Hの視点で数行にまとめる）
- 4 いじめ重大事態の根拠（重大事態の定義に沿ってまとめる）
- 5 いじめを認知した経緯
- 6 調査組織
- 7 いじめの経緯・実態と学校の対応
- 8 関係者の現状と意向
 - (1) 被害者側の現状と意向
 - ・被害児童生徒
 - ・被害児童生徒保護者
 - (2) 加害者側の現状と意向
 - ・加害児童生徒
 - ・加害児童生徒保護者
- 9 関係機関のかかわり方と意向
- 10 今後の対応について

様式4 いじめ重大事の調査・対応報告（市教委記載）

令和〇〇年〇月〇日

焼津市長 □□ □□ 様

焼津市教育委員会教育長 ◇◇ ◇◇

いじめ重大事態の調査及びその対応について（報告）

このことについて、焼津市立〇〇学校から様式3のように報告がありました。
この問題について、下記のように調査・対応しましたので報告します。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

担当 家庭・子ども支援課
〇〇 〇〇
内線 80 - 6052

< 参 考 資 料 >

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）
- 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 26 年静岡県・静岡県教育委員会）
- 静岡県いじめ対応マニュアル（平成 25 年静岡県・市町教育委員会代表者会）
- 兵庫県いじめ対応マニュアル（平成 25 年兵庫県教育委員会）
- いじめとは何か 教室の問題、社会の問題（平成 22 年森田洋司 中公新書）
- 生徒指導提要（平成 22 年文部科学省）
- 生徒指導リーフシリーズ（平成 24 年、25 年国立教育政策研究所）
- 生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A Leaves.1（平成 25 年国立教育政策研究所）
- 生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 2 サイクルで進める生徒指導：点検と見直し Leaves.2（平成 25 年国立教育政策研究所発行）
- 生徒指導支援資料（平成 21 年、22 年、23 年、25 年国立教育政策研究所）
- 静岡県人権教育の手引き 指導の在り方と人権学習（平成 23 年静岡県教育委員会）
- 静岡県人権教育の手引き 様々な人権問題と人権学習（平成 24 年静岡県教育委員会）
- 静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために一人権が尊重される学校づくりを目指してー（平成 25 年静岡県教育委員会）
- 静岡県のケータイ・スマホルール（平成 25 年静岡県教育委員会）
- 地域の青少年声掛け運動のしおり（平成 24 年静岡県）
- いじめのサイン発見シート（政府広報オンライン www.gov-online.go.jp）
- いじめの発見・解決・防止をめざして 小さなサインが見えますか（平成 21 年愛知県教育委員会）
- いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日 文部科学大臣決定）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省初等中等教育局）
- 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 30 年 3 月改定 静岡県・静岡県教育委員会）